

訪問看護・介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

あなたに対する訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、居宅基準第8条、第74条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者(法人)概要

事業者名称	芳和会
主たる事務所の所在地	熊本市中央区神水1丁目14番41号
法人種別	社会医療法人
代表者名	理事長 積 豪英
電話番号	096-381-5887

熊本県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	訪問看護ステーション協立 (第4360590030号)
熊本県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	介護訪問看護・予防訪問看護

2. ご利用事業所

事業所の名称	訪問看護ステーション協立
指定番号	4360590030
所在地	水俣市桜井町2丁目2番14号
管理者氏名	濱崎 利恵
電話番号	0966-63-6010
FAX番号	0966-63-6014

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	自宅で療養されている方およびそのご家族が住み慣れた地域社会や家庭において安心して生活できるよう、療養上の世話や介護の指導に重点を置いた訪問看護・介護予防訪問看護サービスを安定的に供給すると共に、他の事業所との連携を図り、利用者の生活の質の確保を図ることを目的とする。
運営の方針	要介護者等の心身の状況や環境等を把握し、それらをふまえて療養上の世話及び介護指導を行うことにより、家庭における療養生活を支え、その心身の機能維持回復を目指す。

4. 事業所の職員体制

職種と従業員数	勤務の体制
看護師 3名以上	常勤 2名以上 通常(8時30分～17時00分)3名以上

5. 営業日および時間

営業日	日曜日・祝祭日・12月30～1月3日を除く平日
営業時間	平日 8時30分～17時00分 土曜 8時30分～12時30分

※但し、利用者の要望・療養状況・心身の状態を考慮し対応するものとします

※電話等により上記時間外においても24時間連絡が可能な体制を確保します。また、緊急性のある場合等必要に応じ、訪問看護師の派遣を行います。

6. 事業の実施地域

実施地域	水俣市・津奈木町・芦北町
------	--------------

※上記以外でも、ご希望の方はご相談ください

7. 利用料

利用料	原則として、負担割合証に記載された割合に応じた金額が利用者負担となります。利用者負担額については、別途看護サービス内容説明書に記載します。 法定代理受領分: 介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額 法定代理受領分以外: 介護報酬告示上の額
その他の費用	運営規定に定める通り

8. 苦情申立窓口

事業所 相談窓口	利用時間	平日 8時30分～17時00分 土曜 8時30分～12時30分
	利用方法	電話 0966-63-6010 FAX 0966-63-6014
	面接場所	訪問看護ステーション協立
水俣市高齢 介護支援室	利用時間	平日 8時30分～17時00分
	利用方法	電話 0966-63-3051
	面接場所	水俣高齢介護支援室
熊本県国民 健康保険団 体連合会	利用時間	平日 9時00分～17時00分
	利用方法	電話 096-214-1101 FAX 096-214-1105
	面接場所	熊本県町村自治会館3階 介護サービス苦情相談窓口

9. 緊急時および事故発生時の対応方法

サービス提供中に病状の急変や事故などがあつた場合は、速やかに利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い意思の指示に従います。また、救急隊・緊急連絡先(御家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関名称	水俣協立病院
	院長名	重岡 伸一
	所在地	水俣市桜井町2丁目2番12号
	電話番号	0966-63-1704
	診療科	内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・神経内科・精神科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	無し
	契約の概要	当時業者と病院は在宅医療分野で連携を結んでいます。
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	